

## 森林経営管理制度に係る主な Q&A

Q.今回、調査の対象となった森林について、市へ売却や寄付等を考えているが受けてくれるのか。

A.いいえ。今回の制度はあくまでも立木の管理のみを委託するものであるため、市への売却や寄付等は対象外となります。

Q.経営管理を市に委託するとは、どこまでの範囲となるのか。

A.経営管理とは林業における「造林」、「保育」及び「伐採」といった森林施業を指します。

また、あくまでも立木の管理を委託するだけで、土地の管理（固定資産税の納税等）は所有者自身で行っていただきます。

Q.人工林以外の森林も管理して欲しい。

A.本制度の対象は、人工林となっていることから天然林（雑木・竹林）については、管理を受けることはありません。

Q.管理を委託した際の費用について知りたい。

A.森林施業にかかる費用は、経営が成り立つ森林については、伐採し搬出した材の収益をから支払われます。また、経営が成り立たない森林については、市が森林環境譲与税を用いて森林施業を行います。よって、森林所有者からの費用支払いはないものと想定しております。ただし、今後の制度変更により費用が発生する可能性もあることをご了承いただければと思います。

Q.市へ委託した森林において、収益が発生した場合にはどうなるのか。

A.収益が発生する見込みのある森林いわゆる、林業経営に適した森林については、経営管理権を再委託するため、再委託先の算出した金額により所有者へ還元されます。

また、林業経営に適していない森林については、市が経営管理していくため、収益が発生しないと見込んでおりますが、万が一収益が発生した場合でも、所有者の方への還元はありませんのでご了承ください。

Q.主伐（短伐期の皆伐）を強要されるのか。大径木の生産を目指した長伐期施業はできないのか。

A.いいえ。この制度は、所有者の意向を無視し、標準伐期齢（50 年程度）で主伐（皆伐）を進めるものではなく、期間の定めもありません。森林づくりの方針は、所有者の意向を踏まえ、同意を得て作成することになりますので、長伐期の意向があれば、それを踏まえ経営管理の内容を決定します。

※ 所有者の意向と、現況調査の結果が相違する場合には、委託を受けることが出来ない場合もありますのでご了承ください。

Q.乱伐が進んで、再造林・保育が行われずに放置されることになるのではないかと心配しています。

A.いいえ。経営管理権を再委託された林業経営者は、伐採後の植栽や保育等を実施できる体制を整えている経営者が選定されます。また、伐採後の植栽や保育等に係る経費を適切に留保し、計画的かつ確実な伐採後の植栽・保育等を実施しなければならないとされています。

Q.これまで経営管理してきた森林所有者から森林を取り上げるのか。

A.いいえ。現在、経営管理されている森林はこれまでどおり、森林所有者による経営管理（森林所有者自らが民間事業者へ経営委託する場合を含む）を支援することとしており、取り上げる（経営管理権を設定する）ことはありません。本制度では、現在経営管理が行われていない森林が対象となります。

Q.経営管理実施権は、大企業にしか設定されないのか。

A.いいえ。経営管理実施権の設定を受ける林業経営者は、森林所有者や林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行うことを目指す者として、福島県から「意欲と能力のある林業経営体」として認定を受けていることが条件となりますので、経営規模の大小は問いません。